



町政ニュース

土地・家屋の価格など

縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧

平成26年度の土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧を行います。

▼時間 午前8時30分～午後5時15分

▼場所 財務課税務室窓口

▼問合せ先 財務課税務室

☎26・2237（直通）

縦覧帳簿の縦覧

縦覧は、固定資産税の納税者が本人の土地・家屋とほかの土地・家屋との評価額を比較し、評価額が適正かどうかを判断するための制度です。土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の「価格等縦覧簿」をそれぞれ無料で縦覧できます。

▼期間 4月1日①～30日②（土・日曜日、祝日は除く）

▼内容 町内の土地や家屋の評価額が記載された縦覧帳簿の縦覧（所有者の住所や氏名など個人情報情報は記載されていません）

▼縦覧できる人 納税者、納税者の委任を受けた人

▼持参するもの 印鑑、委任を受けた人は委任状



課税台帳の閲覧

閲覧は、固定資産課税台帳に本人の資産が記載された部分を確認するためのものです。課税台帳の内容は、納税通知書に添付する課税明細書にも記載してあります。

▼期間 4月1日①～平成27年3月31日②（土・日曜日、祝日は除く）

▼内容 固定資産の価格と税額を記載した課税台帳の閲覧

▼閲覧できる人 固定資産の所有者、納税管理人、賃借人など、これらの人から委任を受けた人

▼持参するもの 印鑑、委任を受けた人は委任状、賃借人は契約書

▼手数料 300円

※縦覧期間中（4月1日①～30日②）は無料

積雪により家屋が倒壊された人へ

積雪により家屋が倒壊した場合、4月23日までに財務課税務室までお知らせください。

平成26年度固定資産税において減免を受けることができない場合があります。

ただし、外壁を有しないもの（カーポートなど）、置いてあるだけのもの（コンテナなど）で固定資産台帳に登録されていないものは対象となりませんので、お知らせいただく必要はありません。

▼問合せ先 財務課税務室

☎26・2237（直通）

平成26年度以降も実施します

窓口時間延長サービスについて

仕事などのため、役場開庁時間内に来庁することが難しい人へのサービスとして、一部窓口業務の時間延長を実施しています。

▼日時 毎月第1・第3月曜日の午後6時まで

※但し、月曜日が祝日などで閉庁の場合は、翌開庁日。

※広報のスケジュールカレンダーに掲載します。

▼実施窓口

町民生活課町民サービス室

▼業務内容 戸籍除籍謄抄本・その他戸籍証明書・住民票謄抄本・印鑑証明書・印鑑登録証交付・身分証明書などの諸証明書（町制施行証明書）

※印鑑証明書と町制施行証明書の以外は、本人確認を行います。

▼必要となる本人確認書類 写真付きの官公庁発行の身分証明書（運転免許証・パスポート・住基カードなど）

▼問合せ先

町民生活課町民サービス室

☎26・2244（直通）



自動車税に関するお知らせ

廃車・変更などの手続きはお早めに



軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者等に課税されま
す。軽自動車・バイク・小型特
殊自動車・耕運機などを使用し
なくなった場合や、譲渡した場
合は、手続きをしないと、元の
所有者等に課税されます。

また、住所を変更した場合も、
変更手続きが必要です。手続き
が済んでいない人は、**早急に手続
きをお願いします。**

*軽自動車の種類により手続き
場所が異なりますので、ご注意
ください。

車の種類と手続き・問合せ先

吉岡町ナンバーが付いた
125cc以下のバイク、小型特殊自動車

吉岡町役場財務課 税務室 ☎26-2237(直通)

軽二輪(125cc超250cc以下)

群馬県自動車整備振興会 ☎027-261-0221(音声案内)

二輪の小型自動車(250cc超)

関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021(音声案内)

軽四輪

軽自動車協会群馬事務所 ☎027-261-4621(音声案内)

自動車税

自動車税は、毎年4月1日現
在の車検証上の所有者(割賦販
売の場合は使用者)に課税とな
る県税です。

次の場合は**平成26年3月31日**
までに運輸支局で必ず手続きを
済ませてください。

- ・自動車を買った、または下取
りに出した
- ・自動車を廃車した
- ・住所、氏名を変更した

▼手続きをしないと

・既に使用していない自動車の
税金を納めることになる、転居
先に納税通知書が届かないなど
の原因になります。

・自動車の売買や譲渡などで登
録内容に変更があったときは、
確実に運輸支局で手続きを行っ
てください。

・販売業者などに手続きを依頼
したときは、手続きが済んでい
るか必ず確認してください。

▼その他

・一時的に住所を変更する場合
は「ぐんま電子申請等受付シス
テム」で納税通知書の発送先
を変更できます。詳しくは県
ホームページ(<http://www.pref-gunma.jp>)にアクセスし、検
索キーワード「自動車をお持ち
で住所を変更された方へ」で検
索してください。

・軽自動車、バイクには軽自動
車税が課税されます。

問合せ先

自動車税について

県自動車税事務所 ☎027-263-4343
(または県税事務所、県行政県税事務所)

登録について

関東運輸局 群馬運輸支局 ☎050-5540-2021



除雪作業に ご協力 ありがとうございます

ございました

このたびの記録的
豪雪による除雪につ
きましては、これま
でに経験したこと
のない積雪量のため除
雪作業が進まない箇
所があり、多くの皆
様にご迷惑をおかけ
いたしました。

町では除雪作業を
業者に委託して、幹
線道路や通学路など
を優先的に対応しま
した。身近な生活道
路の除雪には、それ
ぞれの地域の皆様
のご協力をいただき、
除雪を進めていた
きました。

皆様には厚くお礼申
し上げます。

変更点をご確認ください

国民年金保険料

免除申請ができる対象期間 拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

過去の国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・若年者納付猶予・学生納付特例）が受けられる期間は、申請の直前の7月（学生納付特例は直前の4月）までの1年以内から、平成26年4月以降は、申請時点の2年1ヵ月前の月分まで申請できるようになります。

必要な添付書類など、くわしくはお問合わせください。

【ご注意ください】

2年1ヵ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合があります。すみやかに申請してください。

申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

通常納付ができるようになります

障害基礎年金の受給などにより法定免除となっている人について、平成26年4月から、保険料を通常納付できる「納付申出制度」がはじまります。

納付申出により、以下の便利でお得な制度を合わせてご利用できるようになります。

- 口座振替（手間いらずで便利）
- 前納（保険料の割引あり）
- 付加年金などの加入（お得な上乗せ制度）

▼申請・問合せ先

渋川年金事務所 国民年金課
☎22・1607
役場健康福祉課 保険室
☎26・2249（直通）



難病の人も 障害福祉サービスの対象に

障害者総合支援法では、国で指定した難病の人も障害福祉サービスが受けられます。障害福祉サービスの内容は、居宅介護やショートステイなどの他、補装具の助成などです。サービスを利用するためには、申請が必要ですが、詳しくは、事前にお問合わせください。

▼問合せ先 健康福祉課 健康づくり室
☎54・7744（直通）

11ページの
障がい福祉
なんでも相談を
ご利用ください。



おすすめします



ジェネリック医薬品 （後発医薬品）

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許期間が切れた後に販売される医薬品のことです。

有効成分や効き目、品質、安全性は新薬と同じ（国の厳格な審査を受けています）です。

価格が大幅に安く、新薬の5割以下の薬もあり、医療機関での自己負担額の軽減につながります。

切り替えるには？

診療を受けている医療機関で「ジェネリック医薬品への切り替えを希望します。」とお伝えください。※新薬しかない場合や、ほかの医薬品との飲み合わせが変わることもありますので、医療機関で十分相談してください。

ジェネリック医薬品の使用による薬代の削減は、少子高齢化で増え続ける医療費財源の削減にもつながります。

▼問合せ先

健康福祉課 保険室
☎26・2249（直通）